

滋賀県作業療法士会の休会制度について

【趣旨】

当士会は、日本作業療法士協会の休会制度に合わせ、主に出産・育児、介護、長期の病気療養などを理由に、一時的に休職や退職を余儀なくされた会員の、収入がない（もしくは著しく減少する）状態への支援策として休会制度を創設しました。これまでは、会費を支払いながら会員に留まるか、退会するかの二者択一しかありませんでしたが、これからは、士会員の特例として会費を免除される休会という選択肢が加わることとなります。

また、休会期間中に休会事由がなくなった場合には、年度半ばであっても途中復会することもできるようになりました。

注意

当士会でこの制度を利用する場合は、日本作業療法士会に対し、休会届を提出している事が条件となります。よって、休会を希望される士会員におかれましては、日本作業療法士協会に提出した休会届と同じ文章（コピーで可）を事務局まで送付して頂くようお願い致します。なお、日本作業療法士会を休会する際は、前年度の1月31日までに休会届を提出する必要がありますので、詳細を日本作業療法士協会ホームページ等でご確認頂くよう宜しくお願い致します。

【期間】

休会期間は1年度単位（4月1日～翌年3月31日）とし、最大で5回まで、連続的もしくは断続的にとることが可能です。そして、休会期間中に次年度の延長手続き（協会と同じ書類の提出）か退会手続を行わない限り、翌年度の4月1日から自動的に復会することになります。

【義務の免除】

休会すると、その期間中の会費が免除されます。

【権利の停止】

休会すると、その期間中の次の権利が停止されます。

- (1) 社員総会での議決権
- (2) 当士会が主催する学会及び研修会への会員としての参加
- (3) 広報誌の発送

【申請手続】

1、前提条件

- ①申請年度までの会費が完納されていること
- ②過去の休会期間が5年間に達していないこと

2、提出書類

- ①休会届（日本作業療法士会に提出した休会届のコピー）

3、提出期間

休会しようとする年度の前年度、もしくは、年度中

4、提出先

一般社団法人 滋賀県作業療法士会 事務局

〒527-0145 滋賀県東近江市北坂町 966 近江温泉病院総合リハビリテーションセンター内

FAX 0749-46-8128

【復会にあたって】

休会期間中の年度内に、延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の4月1日から自動的に復会することになります。休会と同時に自宅会員として処理させて頂くため、復会時の次年度会費請求書等は一律自宅宛に発送し、それ以降の発行物も、本人による変更届の提出がない限り自宅宛に発送されます。

【途中復会を希望する場合】

休会期間中に休会事由がなくなり、年度途中であっても復会を希望する場合は、①協会事務局に提出した「復会届」の用紙を事務局に送付するとともに、②当年度の会費を納めることをもって、復会することができます。ただし、年度途中の予期せぬ復会となるため、時期によっては、上記の【権利の停止】に示された諸権利すべてが直ちに行使できるとは限りません。復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものであることを、あらかじめご了承ください。